

保育の実施基準表（別表1）

番号	類型	項目	保護者の状況	R 年 月～ 指数		R 年 月～ 指数		R 年 月～ 指数	
				父	母	父	母	父	母
1	就労 (就学)	勤務 (就学・自営業含む)	常勤(産休・育休明け含む)	21	21	21	21	21	21
			非常勤(就学)：週40時間以上	21	21	21	21	21	21
			非常勤(就学)：週30時間以上	18	18	18	18	18	18
		非常勤(就学)：週16時間以上	16	16	16	16	16	16	
		内職	週16時間以上の内職	13	13	13	13	13	13
2	妊娠・出産		切迫流産等で要安静と診断された場合	/	23	/	23	/	23
			産前8週または産後8週以内の場合		10		10		10
3	疾病・障がい等	入院	おおむね1か月以上の入院が必要と診断された場合	23	23	23	23	23	23
			居宅療養	ねたきり	23	23	23	23	23
		通院・療養		保育が困難と診断された場合	21	21	21	21	21
			保育がやや困難と診断された場合	19	19	19	19	19	19
		障がい	身体障害者手帳1・2級 / 療育手帳A / 精神障害者保健福祉手帳1級	21	21	21	21	21	21
			身体障害者手帳3級 / 療育手帳B1 / 精神障害者保健福祉手帳2級	19	19	19	19	19	19
		身体障害者手帳4～6級 / 療育手帳B2 / 精神障害者保健福祉手帳3級	15	15	15	15	15	15	
4	介護		川西さくら園等親子通園	30	30	30	30	30	30
			同居の親族(児童からみて三親等以内)の介護	18	18	18	18	18	18
			別居の親族(児童からみて三親等以内)の介護	12	12	12	12	12	12
5	災害		家屋損壊で復旧に常時あたっている場合	22	22	22	22	22	22
6	求職活動		週16時間未満の就労 / 派遣社員で育休取得中の方(復帰後の派遣先が未定)	10	10	10	10	10	10
			求職活動	6	6	6	6	6	6
合 計									

(備考)

1. 保護者それぞれについて、該当する指数を合算する
2. 保護者の状況が表の項目に当てはまらない場合および保育の実施基準表で該当する項目が2つ以上ある場合は、類似の項目を適用し、適宜指数を調整するものとする
3. 保育の必要性を証明する書類が未提出の場合は求職活動扱いとする

調整指数（当該児童ごとに該当するものをすべて合算する）（別表2）

No	区 分	条 件	年 月 ~	年 月 ~	年 月 ~
1	ひとり親	祖父母と同居していない	指数	指数	指数
2		祖父母と同居	+40	+40	+40
3	育休・産休 ※1 職場復帰	休業終了により職場復帰する	+3	+3	+3
4	児童の状況	認可保育施設に入所できず、認可外保育施設に入所している	+3	+3	+3
5	きょうだい児あり ※2	未就学の兄弟姉妹がいる	+3	+3	+3
		小学生の兄弟がいる(1~3年生)	+1	+1	+1
6	多胎児の同時申請 ※3	双子が同時に申請している	+2	+2	+2
7	きょうだい同時申請	兄弟姉妹が同時に申請している	+1	+1	+1
8	児童の障がい	障害者手帳等の交付を受けている児童、特別児童扶養手当支給対象児童および医師の診断により統合保育が望ましい児童の入所	+15	+15	+15
9	要支援家庭	関係機関等からの要請や情報提供等により入所が必要と判断した世帯	※4	※4	※4
10	単身赴任	父または母が近畿2府4県内で単身赴任している	+1	+1	+1
		父または母が上記以外の国内で単身赴任している	+2	+2	+2
		父または母が海外で単身赴任している	+3	+3	+3
11	保育士等の優先利用 ※5	父または母が市内認可保育施設に保育士等として勤務（内定）している	+20	+20	+20
		父または母が市外認可保育施設に保育士等として勤務（内定）している	+10	+10	+10
合 計					

※1 育児休業期間中に申込をしたが、入所できずに待機している場合も含む 【注意】両親ともに育休取得中の場合でも、加点は3点のみ

※2 兄弟姉妹1人あたりの加算点とする

※3 多胎児の人数×1点（3つ子の場合は3点・4つ子の場合は4点）

※4 当該児童、世帯の状況に応じて別途判断するものとする

※5 保育士等とは保育士、幼稚園教諭、保育教諭のこと 【注意】両親ともに保育士等の場合はそれぞれ加算する

【補足】原則として、別表1および2から得られる指数の合計点で優先順位を判定するものとする。  
ただし同点の場合、次の1~7の順に優先順位を判定する。

1	父母の別表1での要件ごとの点数の低い方どうしを比較し、点数の高い方を優先 (例) A世帯 父:(就労)21点 母:(求職)6点 B世帯 父:(就労)18点 母:(出産)10点 ⇒父母の点数の低い方どうし(6点と10点)を比較し、B世帯が優先
2	待機期間のより長い児童を優先(入所出来ず育休中で待機の場合も含む。保留希望者は対象外。) ※内定辞退した場合、これまでの待機期間はリセット
3	ひとり親世帯を優先
4	障がいを有する等、配慮が必要な児童を優先
5	生活保護を受給している世帯を優先
6	父母の通勤時間、祖父母による保育が期待できない等の状況を総合的に判断
7	保育料の滞納がない世帯を優先

年 月~

別表1合計( )+別表2合計( )=総合計点数( )

年 月~

別表1合計( )+別表2合計( )=総合計点数( )

年 月~

別表1合計( )+別表2合計( )=総合計点数( )